



特定不妊治療費を助成します

申問 子育て支援課 ☎ 6716

市では、特定不妊治療（体外受精・顕微受精）を受ける夫婦の経済的負担を軽減するため、県の助成を受けた人に対して、治療費の一部を助成しています。申請方法など詳しくはお問い合わせください。

条件

- ・法律上の婚姻関係にある夫婦
- ・青森県特定不妊治療費助成事業費補助金の交付決定を受けていること
- ・夫婦のどちらか一方が、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定日から継続して市内に住所を有していること

※県の助成を受けるためには、治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること、指定医療機関において特定不妊治療を受けることなどの要件を満たす必要があります。

助成額

治療に要した費用から県の助成額（※）を控除した額と、県の助成額の3分の2の金額のいずれか低い額（上限 100,000 円）

※ 1 回の治療につき上限 300,000 円



初回申請における助成事例

治療内容など	治療期間	治療費	県の助成額	市の助成額	自己負担額
新鮮胚移植を実施した場合	約 50 日	412,440 円	300,000 円	100,000 円	12,440 円
凍結胚移植を実施した場合	約 150 日	492,130 円	300,000 円	100,000 円	92,130 円
体調不良などにより移植のめどが立たず治療を終了した場合	約 20 日	360,000 円	300,000 円	60,000 円	0 円

あなたの街の

法律相談

～第55回～



市民の皆さんの身近な事柄を取り上げ、法律の面から弁護士が解説します。今回は「**婚姻費用と養育費**」についてです。

問 まちづくり支援課 ☎ 6777

Q 婚姻費用と養育費の違いについて教えてください。

A 夫婦は、その資産、収入などの事情を考慮して結婚生活において必要な費用を負担する法律上の義務を負っています。夫婦の衣食住の費用や子の監護に要する費用、教育費、医療費などです。例えば、夫婦が別居して妻が子を監護している場合、夫は、妻と子の生活費を負担する必要がありますが、これを婚姻費用と

いいます。

夫婦が離婚した場合、子の父親は子の母親（元妻）を扶養する義務はなくなりますが、子の養育監護に必要な費用を負担する義務は残ります。これを養育費といいます。

Q 婚姻費用や養育費はどのようにして決まるのでしょうか。

A まずは夫婦で話し合っただけで決めることにはなりますが、金額や支払い方法、期間などで折り合えなければ、家庭裁判所に調停を申し立てて裁判所で話し合います。調停で話し合いがまとまらなければ、家庭裁判所に審判を求めます。

Q 婚姻費用や養育費の金額について基準はありますか。

A 実務では、家庭裁判所が作成した婚姻費用及び養育費の算定表が広く用いられています。算

定表は請求する側と支払う側の年収、子の人数および年齢をもとに支払うべき金額を定めており、裁判所のホームページで公開されています。令和元年12月に改訂され、支払うべき金額が増額されています。

例えば、夫の年収が350万円、妻の年収が100万円、妻が小学生の子2人を監護している場合の算定表による養育費の額は月額4万円から6万円になります。

Q 決められた婚姻費用や養育費が支払われない場合にはどうすればいいのでしょうか。

A 裁判所で決めたにもかかわらず相手方が支払わない場合には、裁判所に対して履行勧告を求めることができるほか、裁判所に申立てをして相手方の財産の差押手続をとることもできます。

（文責 弁護士 橋本 明広）
弁護士法人 青空と大地 ☎ 215162